

1 九都県市環境問題対策委員会大気保全専門部会の概要

九都県市首脳会議とは・・

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、千葉市、相模原市）の知事及び市長が、共有する膨大な地域活力を生かし、共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的としている。

首脳会議の下に、委員会等を設置し、さらにその下に幹事会、部会等を設置し、首脳会議の運営や広域的課題に関しての具体的な調査・検討・協議等を行っている。

九都県市環境問題対策委員会大気保全専門部会の目的

大気中の光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）等の低減に向けた原因物質の排出削減対策や、窒素酸化物及び粒子状物質の削減に向けた自動車排出ガス対策等を行っている。

主な取組

- (1) ディーゼル車対策
- (2) エコドライブの普及啓発
- (3) 指定低公害車の普及
- (4) 光化学オキシダント対策

2 九都県市環境問題対策委員会大気保全専門部会の主な取り組み

(1)ディーゼル車対策

- ◆ 自動車からの粒子状物質の排出を抑制するため、一都三県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の条例により平成15年10月からディーゼル車運行規制を実施
- ◆ 条例施行月である10月をディーゼル車対策の強化月間として位置付け、高速道路のサービスエリアやパーキングエリア等におけるポスターやデジタルサイネージによる周知活動、車両検査を実施
- ◆ 首都圏の運送事業者機関誌への記事掲載、運送事業者等へのリーフレット等を配布

デジタルサイネージ広告



トラック協会機関誌記事

九都県市からのお願い

あなたの自動車は排出基準を満たしていますか？

～ディーゼル車の首都圏への乗り入れ規制について～

首都圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）では、ディーゼル車から排出される粒子状物質（PM）による大気汚染対策として、平成15年10月から、一都三県の条例により排出基準を満たさない旧型式のディーゼルトラック・バスなどの運行を禁止しています。この条例は、周辺地域から乗り入れてくる車両を含め、首都圏を運行する全てのディーゼル車に適用されます。

九都県市では、条例に基づく検査や広報活動などを実施しておりますが、未だに条例の排出基準に適合しない車両が首都圏を運行していることが確認されています。

首都圏を運行される際は、あらかじめご確認をお願いします。
排出基準に適合した自動車を利用し、あおい空を守りましょう！

規制の主な内容

粒子状物質の排出基準を満たさないディーゼル車は、首都圏で運行が禁止されています。

対象地域	埼玉県、千葉県、東京都（島しょ地域を除く）、神奈川県
対象車種	軽油を燃料とするトラック、バス及びこれらをベースに改造した特種用途自動車
罰則等	50万円以下の罰金

排出基準を満たさないディーゼル車とは

自動車検査証の「型式欄」に次の記号がある車両は、次の地域では運行できません。なお、条例で指定された粒子状物質減少装置を装着した車両であれば運行が可能です。

①千葉県、神奈川県で運行できない車両
⇒ K-、N-、P-、S-、U-、W-、KA-、KB-、KC-、記号がない昭和54年ごろまでに製造された車両

②埼玉県、東京都で運行できない車両
⇒ ①に加え、KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-、HA-、HB-、HC-、HE-、HF-、HM-

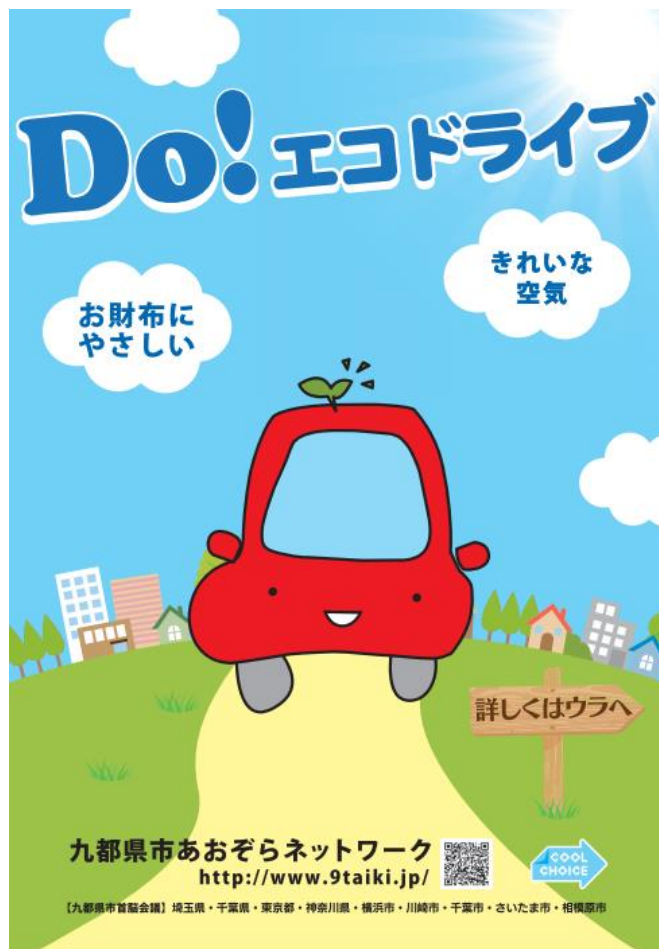
お問い合わせ先（九都県市首脳会議）

都県市	環境部大気環境課	048-939-3994
千葉県	環境部大気環境課	043-223-5810
東京都	環境局環境安全部自動車課	03-5388-3598
神奈川県	環境部環境安全部自動車課	045-210-4180
埼玉県	みどり環境局環境安全部大気・市道課	048-471-3843
川崎市	環境局環境安全部環境対策課	044-260-2517
千葉市	環境局環境安全部環境対策課	043-215-5189
さいたま市	環境局環境安全部環境対策課	048-829-1330
相模原市	環境部環境安全部環境対策課	042-709-0241

ディーゼル車規制のホームページ：九都県市あおぞらネットワーク <https://www.9staki.jp>

2 九都県市環境問題対策委員会大気保全専門部会の主な取り組み

(2)エコドライブの普及啓発



- ◆ 自動車からの大気汚染物質や二酸化炭素の排出の削減につながり、さらに燃費向上や交通安全にもつながるエコドライブの普及を図るため啓発事業を実施
- ◆ J A F との共催事業として、平成20年から令和元年及び、令和6年にエコドライブの運転技術を身につけるための講習会を実施
- ◆ 令和7年度のJ A F 共催事業は、イベントでエコドライブシミュレータを用いた講習を実施
- ◆ 平成30年度及び令和3年度に作成した普及啓発動画をデジタルサイネージで映画館や公共施設で放映
- ◆ 各都県市のイベントでエコドライブのロゴ入りタオル、ノート等の啓発品を配布

2 九都県市環境問題対策委員会大気保全専門部会の主な取り組み

(3)指定低公害車の普及

- ◆ 九都県市では、地球温暖化対策の一環として、低炭素（低燃費）と低排出ガスの両方の性能を満たした環境に優しい自動車を「指定低公害車」に指定し、導入を広く推奨している
- ◆ 九都県市指定低公害車には、九都県市指定低公害車証を配布
- ◆ 平成8年3月に低公害車指定制度をはじめ、これまで約8000型式の指定低公害車を指定（開始当初は「七都県市低公害車」）
- ◆ 九都県市が率先して公用車に導入していくとともに、低公害車の導入を一般に広く推奨

令和6年基準



平成30年基準



平成21年基準



九都県市指定低公害車証

2 九都県市環境問題対策委員会大気保全専門部会の主な取り組み

(4)光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)対策

- ◆ 6月から9月までの間を「夏季のVOC対策」重点実施期間（6～9月）として、事業者及び業界団体へVOC排出削減の推進について協力依頼を実施
- ◆ VOCの排出削減を目的に、本対策の必要性や原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の排出削減に向けた九都県市の取組について、あおぞらネットワークホームページへの掲載・九都県市共通リーフレットの配布等の啓発活動を実施

VOC 排出削減にご協力をお願いします！
夏場は気温が高く、特に有機溶剤が蒸発しやすい時期です。

光化学オキシダントの生成メカニズムと VOC 排出削減対策の重要性
VOC（揮発性有機化合物 Volatile Organic Compounds）は、有害な光化学オキシダントの原因物質の一つです。光化学オキシダントが高濃度になると、光化学スモッグが発生します。

● VOC 使用例
・塗装（塗料、機器の洗浄剤）
・印刷（インキ、オフセット印刷の墨し水）
・燃料・接着剤 等

● VOC の特性
・蒸発しやすい
・大気中で NOx（窒素酸化物）と共に太陽光を受けて、光化学オキシダントを生成
・SPM（浮遊粒子状物質）や、PM2.5（微小粒子状物質）を生成

● 光化学オキシダントの影響
・健康への被害（目や喉への刺激など）
・植物への被害

⇒光化学オキシダントを減少させるためには、原因物質であるVOCを削減することが重要です。

夏季対策の重要性
光化学スモッグ注意報は、夏季に多く発令されます。
※光化学オキシダントが高濃度（0.12 ppm以上）となり、その継続が見込まれる場合に発令

● 光化学オキシダントが高濃度になりやすい気象条件
①最高気温が 25℃以上
②日照がある
③東京湾や相模湾から海風の流入がある など
⇒夏季は条件がそろいやすいため、特に対策が重要です。

VOC排出削減対策のメリット

無駄な蒸発を防ぎ、原材料費を削減

作業所の悪臭・従業員の健康被害の防止

悪臭苦情の減少

VOC排出削減リーフレット

3 NOx・PM法の制度に関する要望等

(1)国への要望内容

- ①VOC排出量の更なる削減に向けて、これまでの施策の評価及び今後の具体的な削減対策の提示をするなど、総合的かつ広域的な削減対策を推進すること。
- ②VOC排出抑制対策における事業者の自主的取組が一層推進されるよう、中小事業者への財政支援など必要な措置を引き続き講じること。また、公共調達におけるVOC排出抑制への取組が推進されるよう、グリーン購入法等においてVOC対策の配慮事項を拡大するなど必要な措置を講じること。
- ③自動車NOx・PM法による施策を継続して講じるとともに、流入車対策を含めた実効性のある自動車排出ガス対策を講じること。また、NOx排出量の多いディーゼル重量車の更新が促進される措置を講じること。
- ④新車時の自動車排出ガス低減性能が使用過程でも維持されるための技術開発に資する調査研究を行うこと。また、自動車の実際の走行時における、自動車排出ガスの状況を的確に把握できる測定方法のディーゼル重量車への導入及び実際の走行時における自動車排出ガスを低減させる措置を講じること。
- ⑤タイヤやブレーキの摩耗に伴い発生する粉塵について、測定方法を確立するとともに、自動車メーカー、タイヤメーカーに対して粉塵の発生低減のため、技術開発の推進を働きかけること。

3 NOx・PM法の制度に関する要望等

(2) 要望の理由

- ◆ 大気環境は改善されてきたが、未だに光化学スモッグ注意報は毎年発令されており、光化学スモッグの原因物質の一つであるNOxの規制は継続する必要がある。
- ◆ 依然として不適合車が走行しており、規制の継続は必要である。
- ◆ NOx排出量の多い重量車について、乗換時にNOx排出量が少ない自動車への移行を推進する施策が必要である。

(3) 今後のNOx・PM法について

現在までの大気環境の改善はNOx・PM法の規制によるところが大きいと考えられるため、改善された大気環境の維持に必要な制度は継続し、制度内容の精査を希望する。